

# 郵送による転出証明書交付申請書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

あて先) 瑞穂市長

〒

届出人の住所\_\_\_\_\_

届出人の氏名\_\_\_\_\_

連絡先の電話番号 (\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(昼間に連絡のつくところ) (自宅・携帯・勤務先名\_\_\_\_\_)

1 今までの住所 瑞穂市\_\_\_\_\_番地\_\_\_\_\_  
(アパート・マンション名など\_\_\_\_\_)

2 今までの世帯主 \_\_\_\_\_

3 転出者の氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日) T・S・H・R\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_ (性別) 男・女

(転出する人を全員記入) \_\_\_\_\_ (生年月日) T・S・H・R\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_ (性別) 男・女

\_\_\_\_\_ (生年月日) T・S・H・R\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_ (性別) 男・女

\_\_\_\_\_ (生年月日) T・S・H・R\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_ (性別) 男・女

\_\_\_\_\_ (生年月日) T・S・H・R\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_.\_\_\_\_\_ (性別) 男・女

4 新しい住所 \_\_\_\_\_都・道・府・県\_\_\_\_\_市・郡\_\_\_\_\_区・町・村

\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番地・番\_\_\_\_\_

(アパート・マンション名など\_\_\_\_\_)

5 住所を異動した日 (又は異動予定日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

6 新しい世帯主 \_\_\_\_\_

7 転出の理由 1 職業上 (就職、転職、転勤など) 2 学業上 (修学、卒業など)  
(いずれかの番号に○印) 3 結婚、離婚、縁組 4 生活環境の利便性 (医療、買物なども含む)  
5 自然環境上 (自然条件性) 6 交通の利便性 (通勤、通学)  
7 住宅事情 (家の購入・新築など) 8 その他

8 マイナンバーカード保有の有無 有 ・ 無

→有の場合、特例転出を希望しますか はい ・ いいえ

(※特例転出については、裏面をご参照ください)

**※ 裏面もお読みください**

## <郵送による転出証明書交付申請に必要なもの>

①郵送による転出証明書交付申請書（この用紙）

②身分証明書のコピー

- ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、公的機関発行の顔写真付きのものの場合は1点
- ・健康保険証、年金手帳等、顔写真がついていないものの場合は、あわせて2点

③返信用封筒（住所・氏名を記入し、郵便切手を貼付）

- ・特例転出の場合は不要です。転出情報登録が終わりましたら、お電話にて連絡いたします。

※転出証明書の交付手数料は無料です。

## <特例転出について>

マイナンバーカード（届出時点で有効期間内であり、運用中のものに限る）をお持ちの方及びその世帯員の方は、転出証明書の発行を受けずに、マイナンバーカードを使い転出することができます。

ただし、「転入予定日から30日以内」または「転出した日から14日以内」のいずれか早い日までに転入手続きをされない場合、転入の特例が適用されず、転出証明書が必要となりますのでご注意ください。

なお、転入手続きの際は暗証番号が必要となります。

## <マイナンバーカードの継続利用について>

マイナンバーカードをお持ちの方は、転入地にてカードの継続利用手続きを行う必要があります。

転入日から90日以内に手続きを行わないとカードが無効となり、再発行することとなりますので、ご注意ください。再発行には手数料がかかる場合があります。

継続利用手続きの際は、暗証番号が必要となります。